

第10回営業秘密官民フォーラム（2024年6月28日）

最近の事例を踏まえた 営業秘密管理のポイント

弁護士知財ネット

理事長 弁護士 林 いづみ

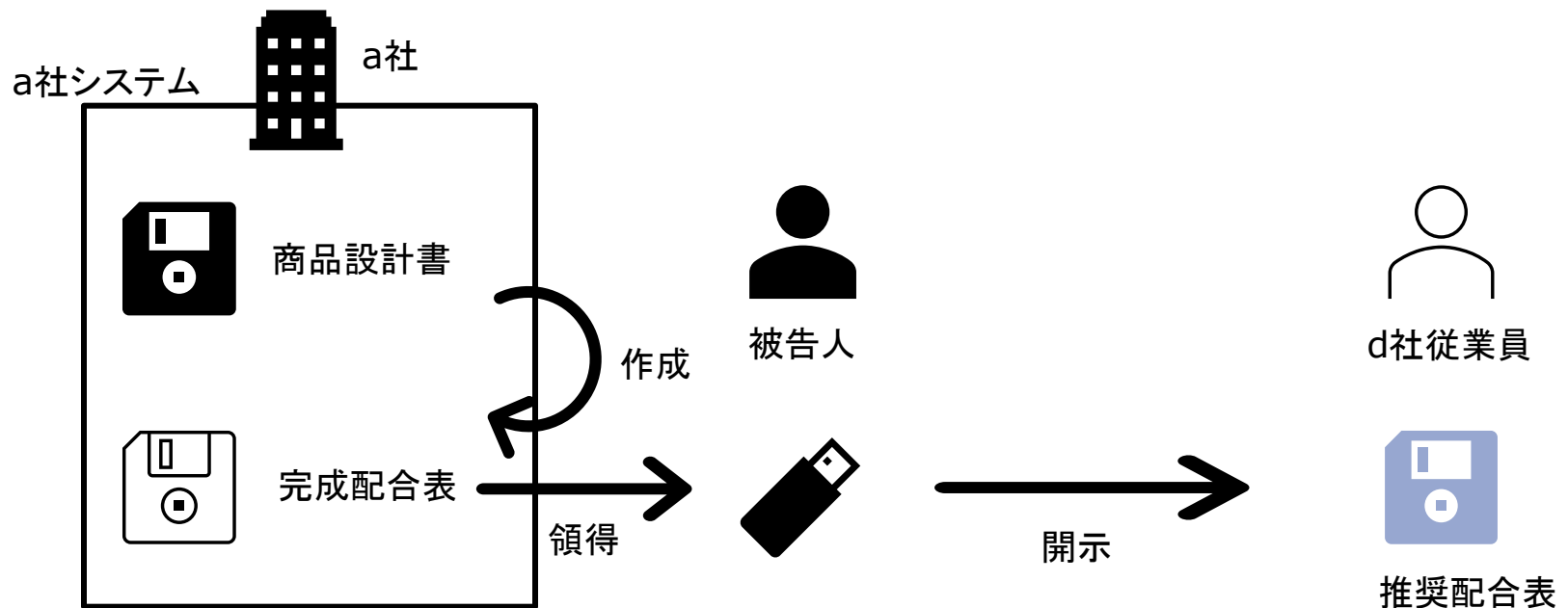
事務局員 弁護士 渡邊遼太郎

日本ペイント刑事事件

(名古屋高判令和3年4月13日・令2年(う)162号不正競争防止法違反被告事件)

事件の概要

- 被告人は、被害会社a社の子会社b社の汎用技術部部長等として勤務
- 被告人は、a社の情報管理システムへのアクセスを許可されていたところ、同システム内に保管されていた塗料の商品設計書と同一内容のファイル（完成配合表）を作成・領得のうえ、これを元に作成された塗料の製造情報に関するファイル（推奨配合表）をa社の競合d社の従業員に開示
- 原審では、不競法21条1項3号ロ（平成27年法律第54号附則4条による改正前のもの）が適用され、懲役2年6月（執行猶予3年）、罰金120万円の判決がされたところ、被告人が控訴



判決のポイント

1. 秘密管理性

① 秘密管理性の判断対象

- **技術情報**は、直接開発に従事した従業員はもとより、情報へのアクセスを許可された従業員も、事業者が当該情報を秘密として管理等する意思や利益を有していること等を容易に認識し得るため、顧客情報等のようにどのような情報を秘密情報とするかを明確にする管理措置を問題にする必要はない
- **秘密管理性が問題となるのは、個々の記録媒体等ではなく、そこに記録等された情報**

② アクセス制限

- **アクセス制限は、客観的認識可能性を担保する一つ的手段にすぎず、必ずしも独立の要件と解すべき理由はない**

2. 非公知性

- 本件情報は一般には知られておらず、又は一般に容易に知ることができない情報であり、かつ、塗料について**各種の科学的分析を行っても原料及び配合量を具体的に特定することは容易ではなく、特許公報を併せ分析するなどしても、本件情報と同内容の情報を特定することは容易ではないため、非公知性が認められる**

3. 有用性

- **競合する同業他社が入手した場合、a 社が改訂前に重ねた試行錯誤の相当部分を省略できるという客観的な有用性あり**
- **改訂によって配合情報の同一性が失われるものではなく、また、改訂前の情報もその後の改訂において有益な情報**

判決のポイント

4. 領得

- 被告人は、本件USBとは異なる記録媒体から本件USBに完成配合表①②に名前を付けて保存等したと認められ、複製の作成に当たる
- 本件USBに元々完成配合表①②が保存されていたとしても、新たに切り取り貼り付けて置き換えるなどして保存する行為も複製の作成に当たる

5. 任務違背

- 被告人は、a社との間で営業秘密保持特約を締結し、同社に対し、システム内の情報を秘密として管理する義務を負っており、かつ、個人所有のUSBに機密情報を保存することも当然禁止されていたが、これに反して本件情報を本件USBに保存している
- a社の秘密でも、b社の業務で知り得たものは、b社の就業規則上の「業務上知り得た機密」に当たりb社に対して漏えい禁止義務を負うほか、a社が、被告人がb社の就業規則を遵守することを前提にa社システムへのアクセス権を付与していたことから、a社に対しても漏えい禁止義務を負っており、被告人の開示行為はa社に対する任務違背にも該当

6. 不正の利益を得る目的

- 被告人が、領得行為をした時期に、b社の退職を決意していたことからすれば、退職後の事業計画に利用する目的で領得行為をしたと推認でき、「不正の利益を得る目的」が認められる。
- 被告人は、d社の新製品の開発に貢献し、同社内における自己の評価をあげることを目的に、開示行為をしたと推認でき、「不正の利益を得る目的」が認められる。

- 👉 管理対策：日常体制＋節目調査(社内SWAT)
- 👉 捜査機関に対する早期相談 / 専門調査会社による証拠確保

1. 刑事手続の課題

(1) **被告会社**に対する刑事捜査による証拠収集の限界→ 被告会社による「取得」の証拠と「使用」の証拠

→被告会社の転職者などの行為に対する使用者責任と**自身の不正競争行為・不法行為**の捜査対象は別？

→転職者個人の不競法21条I③領得・④開示が起訴されても、開示を受けた転職先の⑦開示・使用は嫌疑不十分・起訴猶予が多い

【参考】東京地判令和6年2月26日(令和4年特(わ)第2148号不正競争防止法違反被告事件)カップパ社元部長に不競法21条1項7号(令和5年法律第51号による改正前のもの)を適用したうえ、カップパ社にも両罰規定を適用(罰金3000万円)

(2) 警察・検察に「営業秘密」をどう理解してもらうか？

2. 民事訴訟における証拠収集の困難さは相変わらず

(1) 被告会社による「取得」

(2) 被告会社による「使用」

不競法5条の2(使用推定)を適用した判決はまだない。

侵害立証のための文書提出命令はほとんど認められていない。

(3) **損害の立証**：**ラベラー事件判決**(使用されていない営業秘密の対価(5条3項3号)を**インカム・アプローチ**で計算)

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム



<https://iplaw-net.com/category/tradesecret-mailmagazine-column>

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

2022年1月号以降

- 「示された」の要件について ～第1回及び第2回コラムの追っかけ「訴訟における営業秘密保護・続きの続き」～
- 技術情報の非公知性及び有用性
- 米国企業等との取引における情報コンタミネーションリスクへの対策
- 営業秘密の転得者の悪意又は重過失
- 東南アジアでの営業秘密保護対策
- 経済安全保障ガバナンスと営業秘密管理
- 営業秘密侵害罪について無罪とした愛知製鋼事件判決の検討
- 地方における営業秘密保護の実情とその方策
- 福井県内企業における営業秘密保護の現状と取り組み